

# 気仙沼市に引越しされた方へ



- ・窓口にお越しの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・代理人が手続きする場合は、委任状が必要になることがあります。
- ・代表的な手続きをまとめておりますので、世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

\_\_\_月 \_\_\_日受付

要	項目	内容	必要なもの	済	担当課
<input type="checkbox"/>	転入届	○気仙沼市に住み始めた日から14日以内に、住民異動届（転入届）を行ってください。	□転出証明書（特例転入の場合はマイナンバーカード及び暗証番号） □外国人の方は、「在留カード」または「特別永住者証明書」 □国外転入の方は「パスポート」「※戸籍謄本」「※戸籍の附票」 ※本籍が気仙沼市にある方は不要です。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	○カードの継続利用を希望する場合は、手続きが必要です。 ★転入後、90日以内に手続きをしてください。期間を超えると失効します。再発行には手数料がかかります。 ★住民基本台帳カードを用いたコンビニでの証明書発行は、できません。	□マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード □暗証番号	<input type="checkbox"/>	市民課 市民係 内線362 22-3422 (直通)
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○必要な場合は登録を行ってください。 ★代理人の申請または写真付きの本人確認書類がない場合は、即日登録はできません。	□登録する印鑑 □写真付きの本人確認書類（官公署発行のもの） □手数料（300円）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	年金	○20歳以上で国民年金に加入されている方は手続きは必要ありません。 ○国外転入の場合は、国民年金への加入が必要です。 ○勤め先を退職した場合は、第1号被保険者に切り替える手続きが必要です。 ★年金を受給中の方は、石巻年金事務所または各共済組合に手続きの有無を確認してください。	□国外転入の場合、基礎年金番号がわかる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書など） □外国人の方は、「在留カード」または「パスポート」 □勤め先を退職した場合、保険の資格喪失日がわかる書類 □扶養を外れた場合、扶養喪失日がわかる書類	<input type="checkbox"/>	保険年金課 国民年金係 内線 271・272 22-3423 (直通)  日本年金機構 石巻年金事務所 ☎0225- 22-5118
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○国民健康保険に加入される方は、手続きが必要です。（社会保険等に加入されていない方） ★学生や施設等に入所される方は、前住所地の保険を継続する場合があります。 ★前年の収入（所得）により、保険税が計算されます。	□勤め先を退職した場合、保険の資格喪失日がわかる書類 □扶養を外れた場合、扶養喪失日がわかる書類 □旧被扶養者異動連絡票（該当の方） □特定同一世帯所属異動連絡票（該当の方）	<input type="checkbox"/>	保険年金課 保険係 (国保担当) 内線372
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○75歳以上（障害認定者は65歳以上）の方は、手続きが必要です。 ★施設等に入所される方は、前住所地の保険を継続する場合があります。 ★被保険者証は、後日送付します。	□負担区分等証明書（県外からの転入の方）	<input type="checkbox"/>	保険年金課 保険係 (後期担当) 内線378, 379
<input type="checkbox"/>	子ども医療費	○高校3年生相当(満18歳の年度末)までの子どもを養育する保護者は、手続きが必要です。（お子さんが18歳以上の場合は本人でも可）	□健康保険証（お子さん分） □お子さんが小学校就学前の場合は、保護者のマイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード、マイナンバーの入った住民票等） □マイナンバーによる所得照会を希望されない場合は、前住所地から所得証明書	<input type="checkbox"/>	保険年金課 医療給付係 内線376, 377, 389, 22-3419 (直通)
<input type="checkbox"/>	飼い犬の所在地変更	○飼い犬の所在地変更届が必要です。前住所地での鑑札を回収し、新たに本市の鑑札を交付します。	□前住所地で発行された鑑札 ※鑑札を紛失した場合は、担当課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>	生活環境課 生活衛生係 内線 341・343
<input type="checkbox"/>	児童手当	○中学校卒業前(満15歳の年度末まで)の子どもを養育する保護者は、手続きが必要です。 ★転出予定日の翌日から、15日以内に申請された場合は、転出予定日の翌月分からの支給に、15日を過ぎてから申請された場合は、申請日の翌月分からの支給になります。	□普通預金通帳（申請者） □申請者及び配偶者のマイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード、マイナンバーの入った住民票等） □国外転入の方は「パスポート」「戸籍謄本」「戸籍の附票」	<input type="checkbox"/>	子ども家庭課 22-3429 (直通)  児童福祉係 内線 276・435

要	項目	内容	必要なもの	済	担当課
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	○高校3年生相当(満18歳の年度末)までの子どもを養育するひとり親家庭等の保護者は、住所変更等の手続きが必要です。	・お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	子ども家庭課 22-3429 (直通)  児童福祉係 内線 276・435
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	○前住所地で特別児童扶養手当を受給していた方は、住所変更手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 ほか ・詳しくはお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費	○18歳未満(満18歳到達月未まで)の子どもを養育するひとり親家庭等の保護者は、申請が必要です。	・お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	保育所、幼稚園、認定こども園	○入所(入園)を希望される場合、または現在保育所、幼稚園、こども園に在籍していた場合は、子ども家庭課にご相談ください。		<input type="checkbox"/>	子ども家庭課 育成支援係 内線 442・443 445
<input type="checkbox"/>	認可外保育施設一時預かり事業	○前住所地で幼児教育・保育の無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)を受けている場合は、気仙沼市で新たに認定申請を行う必要があります。	・お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	○各種手帳をお持ちの方は、住所変更手続きが必要です。 ★施設等に入所される方は、お問い合わせください。 ★障害の等級によって、所得証明が必要になる場合があります。	<input type="checkbox"/> お持ちの障害者手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード、マイナンバーの入った住民票等) <input type="checkbox"/> 所得証明・健康保険証 <input type="checkbox"/> 写真(たて4cm×よこ3cm) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で仙台市と県外から転入の方は1枚 療育手帳をお持ちの方で仙台市と県外から転入の方は2枚  ・詳しくはお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	社会福祉課 障害福祉係 内線 437・438 439
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当 障害児福祉手当	○前住所地で手当を受給していた方は、住所変更手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 受給資格者本人名義の通帳	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	障害者医療費助成	○次の方は手続きが必要です(所得制限あり)。 ・身体障害者手帳の1から3級の方(3級は内部障害に限る) ・療育手帳のA、Bの一部の方(Bは職親に委託されている方) ・精神障害者保健福祉手帳の1級の受給者	<input type="checkbox"/> 家族全員のマイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード、マイナンバーの入った住民票等)、または所得証明 <input type="checkbox"/> お持ちの障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 普通預金通帳(受給者)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療	○前住所地で助成を受けていた方は、住所変更手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード、マイナンバーの入った住民票等) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 前年の年金額がわかるもの(年金振込通知書等) <input type="checkbox"/> 意見書(更生医療及び育成医療の場合) <input type="checkbox"/> 診断書(写)(精神通院の場合) <input type="checkbox"/> 受給者証(原本)(精神通院で県内市町村から転入の場合)ほか  ・詳しくはお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	障害者福祉サービス	○前住所地で障害支援区分の認定を受け、サービスを利用していた方は手続きが必要です。 ★施設等に入所される方は、お問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 前住所地で発行された障害支援区分認定証明書	<input type="checkbox"/>	

要	項目	内容	必要なもの	済	担当課
<input type="checkbox"/>	介護保険	○前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方は、要介護認定申請の手続きが必要です。 ★被保険者証は、後日送付します。 ★認定を受けていない方は、手続きはありません。 ★施設等に入所される方は、お問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 前住所地で発行された受給資格証明書 <input type="checkbox"/> 第2号被保険者(40歳から64歳)の方は、健康保険証	<input type="checkbox"/>	高齢介護課 介護保険係 内線 405・406
<input type="checkbox"/>	小学校 中学校	○気仙沼市立の小学校、中学校に転校する場合、入学通知書の発行をします。 ★気仙沼市では市立小学校、中学校とも住所地によって学区が決まっています。 ★特別な事情により、校区外の学校へ通学を希望する場合は、学校教育課にご相談ください。	・次のものを指定された学校へ提出してください。 <input type="checkbox"/> 入学通知書 (気仙沼市の学校教育課で発行します) <input type="checkbox"/> 在学証明書、教科書給与証明書 (転出した学校から発行されたもの)	<input type="checkbox"/>	学校教育課 学事係 22-3441 (直通)
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ	○利用を希望される方は、申し込みが必要です。	・お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳	○他市町村発行の母子健康手帳は、そのまま使用できます。 ★住所はご自身で訂正してください。 ○妊産婦・乳児一般健康診査受診票(助成券)は、交付申請が必要になります。	<input type="checkbox"/> 転入前市町村の母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 転入前市町村の妊婦健診等受診券	<input type="checkbox"/>	子育て世代包括 支援センター 「すこやか」 (東新城2丁目2-1) 29-6446 (直通) 総合支所 市民福祉課
<input type="checkbox"/>	定期予防接種	○定期予防接種(無料で接種できる予防接種)は出生届時に配布しています。 ★転入された場合は、未接種分の予診票をお渡ししています。(気仙沼市健康管理センターに申し出てください。)	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	市民健康管理 センター 「すこやか」 (東新城2丁目2-1) 21-1212 (直通)
<input type="checkbox"/>	養育医療	○受給している方は手続きが必要です。	・お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	原付バイク (排気量125cc 以下) 電動バイク (定格出力 1.0kw以下)	○登録手続きが必要です。 ○排気量126cc以上の二輪車の手続きは、東北運輸局宮城運輸支局(050-5540-2011)にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 以前に登録していた市区町村発行の廃車証明書(再登録用)	<input type="checkbox"/>	税務課 市民税係 内線242
<input type="checkbox"/>	市営住宅への 入居	○すでに入居中の親族がいる住宅に転入する場合、住宅供給公社の承認が必要です。  ○定期募集で当選し、契約された場合	・同居承認手続きに必要なものは、お問い合わせください。 ★市民課での転入手続きには「市営住宅入居許可書」をお持ちください。  ★市民課での転入手続きには「市営住宅入居許可書」をお持ちください。 <input type="checkbox"/> 市営住宅に転入したことが分かる住民票等(転入手続き後に、住宅供給公社へ提出します。)	<input type="checkbox"/>	宮城県住宅供給公社東部支社 気仙沼出張所 22-4436
<input type="checkbox"/>	水道	○引越して、新たに水道の使用を開始する場合は、5日前までに電話連絡をしてください。		<input type="checkbox"/>	ガス上下水道 部お客様センター 23-2561